

明日香村災害廃棄物処理計画
概要版

令和7年3月

明日香村

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 総則.....	1
第1項 背景及び目的.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	1
第3項 対象とする災害.....	1
第4項 対象とする廃棄物.....	1
第5項 災害廃棄物等処理の基本方針.....	2
第2章 災害廃棄物対策.....	3
第1節 平常時対応.....	3
第1項 組織体制・指揮命令系統.....	3
第2項 公的機関相互の連携協力体制の確立.....	3
第3項 民間団体との連携協力体制の確立.....	4
第4項 職員の教育訓練方法.....	4
第5項 資機材の備蓄.....	4
第6項 災害廃棄物処理.....	5
第7項 仮置場候補地の選定、確保.....	10
第8項 定期的見直し.....	10
第2節 緊急対応.....	11
第1項 初動行動の内容.....	11
第2項 避難所ごみ、し尿.....	11
第3項 排出ルールと村民広報.....	12
第3節 復旧・復興対応.....	13
第1項 収集運搬体制.....	13
第2項 公費解体.....	13
第3項 仮置場の管理運営.....	14
第4項 リサイクルの推進.....	14
第5項 自区内処理施設にて処理できない廃棄物対策.....	14
第6項 要管理物・有害物質への対応.....	15

第1章 総則

第1節 総則

第1項 背景及び目的

明日香村災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」といいます。）は、災害が発生した場合に備え、村民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の促進を図ることを目的として、明日香村（以下、「本村」という。）が策定するものです。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、東日本大震災等から得られた最新の知見等や災害廃棄物対策指針〔改定版〕（環境省、平成30年3月）を踏まえ、明日香村地域防災計画（令和4年3月修正）を補完し、具体化した形で策定します。

第3項 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義通り、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

表 1.1 対象とする災害

区分	災害の種類
地震	（直下型地震）奈良盆地東縁断層帯地震
	（海溝型地震）南海地震
水害	台風等による洪水、浸水、土砂災害等

第4項 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は表 1.2 に示すとおりであり、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿になります。

表 1.2 対象とする廃棄物

区分	廃棄物の種類
災害廃棄物	【可燃系】可燃物、腐敗性廃棄物、木くず、布団等 【不燃系】不燃物、廃家電、金属くず、廃自動車等 【その他】有害廃棄物・危険物、処理困難物等
被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物	仮設トイレ等のし尿、避難所ごみ、生活ごみ・し尿

出典：災害廃棄物対策指針〔改定版〕（環境省、平成30年3月）を基に作成

第5項 災害廃棄物等処理の基本方針

本計画における災害廃棄物等処理の基本方針は、以下に示すとおりです。災害発生時は、大量に発生する災害廃棄物等を適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ることが重要となります。

① 災害廃棄物の処理

災害廃棄物等は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、迅速かつ適正に処理する。

② 処理方法

災害廃棄物等の処理は、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる方法を採用する。

③ 処理期間

処理期間は、災害規模に応じて検討し、奈良県災害廃棄物処理計画（奈良県、平成28年3月）に基づき最大でも3年以内の処理完了を目指す。

④ 処理責任

処理責任は、災害廃棄物等が一般廃棄物であることから、本村とする。（ただし、災害により本村が甚大な影響を受け、自ら廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、県等に処理の協力を要請する。）

⑤ 処理体制

災害廃棄物等の発生量が膨大であり、平時の処理体制（既設の処理施設等）では処理が困難であることが想定される場合には、県、県内市町村等や民間事業者等の協力・支援を得て処理を行う。

また、甚大な被害により行政機能の大部分が喪失した場合には、本村は県に対して地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等処理の事務委託を検討する。

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平常時対応

第1項 組織体制・指揮命令系統

本村において災害が発生した場合は災害対策本部を設置し、村長が本部長、副村長及び教育長が副本部長となって職員を総括し、明日香村防災会議との緊密な連絡のもとに、村の地域に係わる災害応急対策を実施します。

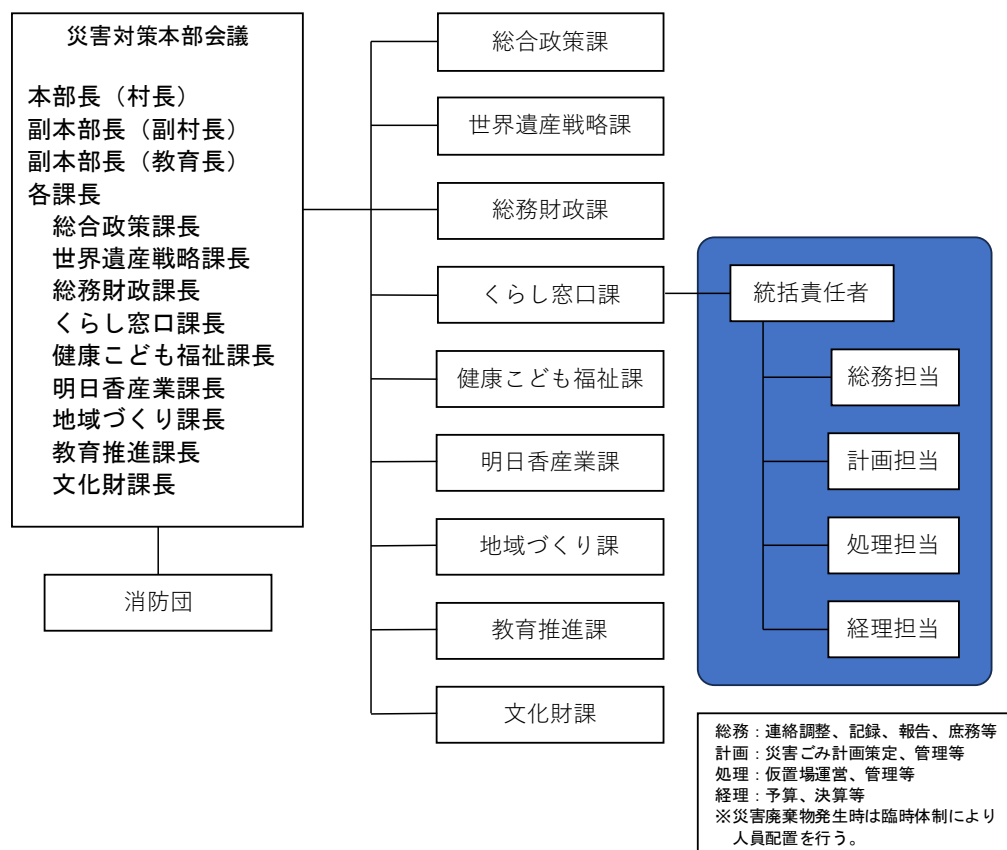


図 2.1 災害廃棄物対策における内部組織体制

第2項 公的機関相互の連携協力体制の確立

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。

（1）国、県

本村で甚大な被害が発生した場合は、その被害規模に応じ、国（近畿地方環境事務所）や県、またこれらを通じて対口支援を含む支援を要請するとともに、プッシュ型支援の受入れを検討します。

また、有識者・地方自治体関係者・関係機関の技術者等で構成された人的なネットワークである「災害廃棄物処理支援ネットワーク」（D.Waste-Net）に必要な応じてアドバイザー

一の派遣を要請します。

(2) 市町村等

本村に被害が発生した場合には、被害規模に応じて、協定に基づき他市町村等に支援を要請するとともに、プッシュ型支援の受入れを検討します。

第3項 民間団体との連携協力体制の確立

災害廃棄物は、平時に処理する一般廃棄物とは量・性状ともに異なり、建設廃材等の産業廃棄物に近いものであるため、被害規模に応じて、廃棄物事業者団体（一般廃棄物、産業廃棄物）、建設事業者団体、解体事業者団体、リサイクル業者団体、運輸事業者団体等の災害廃棄物処理に関係する民間事業者等に処理等の協力を要請します。

第4項 職員の教育訓練方法

本村では、本計画の実行性を高めるために、定期的に研修、訓練等を企画・実施し、発災時に災害廃棄物に対して速やかに対応が出来る人材の育成に努めます。

第5項 資機材の備蓄

(1) 災害用トイレ整備の基本的な考え方

発災後には、上下水道等の被災により水洗トイレが使用できなくなる地域が発生することが想定されます。避難所等には多くの被災者が集まるため、使用できるトイレが不足することも想定されます。

したがって、災害時には、時間経過や被災状況に合わせて複数タイプの災害用トイレを組み合わせることで、トイレを切れ目なく確保する必要があります。

なお、本村だけでは災害用トイレの確保が困難な場合、県と協議の上、災害応援協定に基づいて関係機関に協力を要請します。

表 2.1 仮設トイレ等の備蓄数（現時点）

項目	備蓄数	保管場所等
トイレケアパック	2,160 個	防災倉庫
マンホールトイレ	13 基	野口地区（7）、岡地区（1）、飛鳥地区（2）、健康福祉センター（3）
オストメイト専用トイレ	2 基	防災倉庫
災害組立式簡易トイレ	40 個	防災倉庫
排泄物処理セット	7,600 個	防災倉庫

出典：明日香村地域防災計画（令和4年3月修正）

第6項 災害廃棄物処理

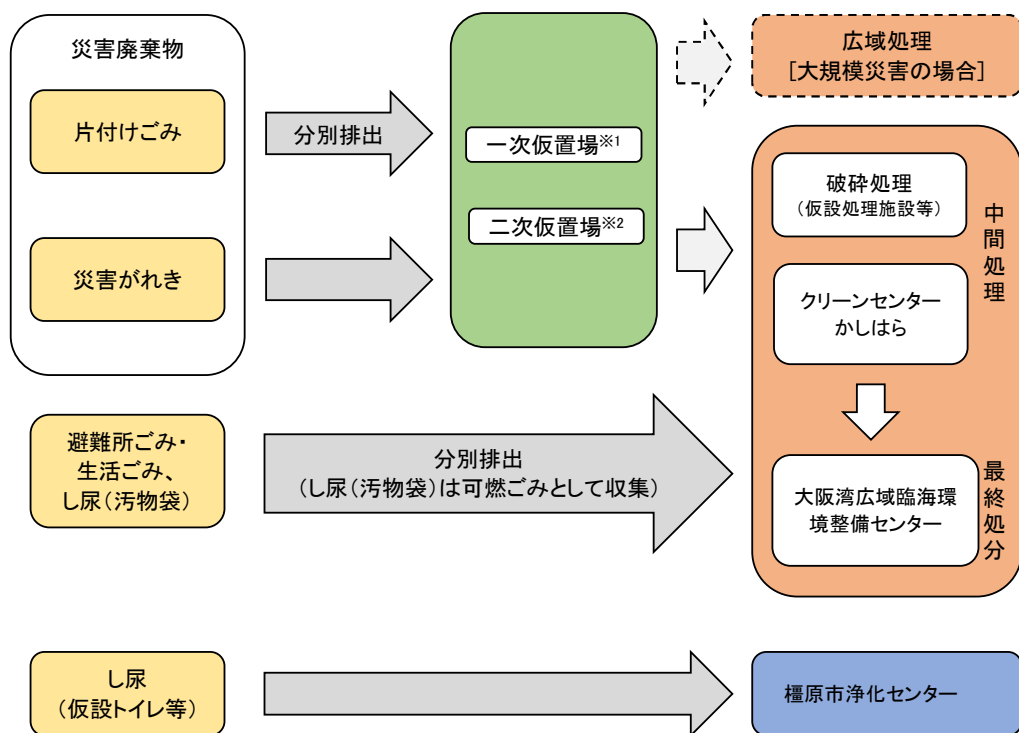
(1) 災害廃棄物処理の全体像

災害発生時には、災害がれきや片付けごみが大量に発生することから、処理方針に基づき、迅速に処理します。

基本的な災害廃棄物処理フローは

図 2.2 に示すとおりであり、災害廃棄物（片付けごみ、災害がれき等）は、分別排出の上、主に仮置場での選別を経て、資源化可能なものについては品目ごとに再生利用し、再生利用できないものは、破碎や焼却等の中間処理を行い、最終処分します。

避難所ごみ・生活ごみ及びし尿は、原則、直接一般廃棄物処理施設に運搬し、処理します。



※1：道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、基本的に村が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖する。

※2：処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。

図 2.2 基本的な災害廃棄物処理フロー

(2) 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物全体量の推計結果は表 2.2 に示すとおりであり、奈良盆地東縁断層帯地震で最大となり 150,800 t（建物解体：62,311 t、建物解体以外 88,489 t）発生します。

「建物解体以外に発生する災害廃棄物量」は、「道路、公園等の公共施設から排出される災害廃棄物で、具体的にはコンクリートブロック、擁壁、電柱、アスファルト路盤等のこと」であり、これら公物の災害復旧は各管理者が行うべきものであることから、本村が処理すべき災害廃棄物量は 62,311 t を基本とします。

表 2.2 災害廃棄物全体量の推計結果

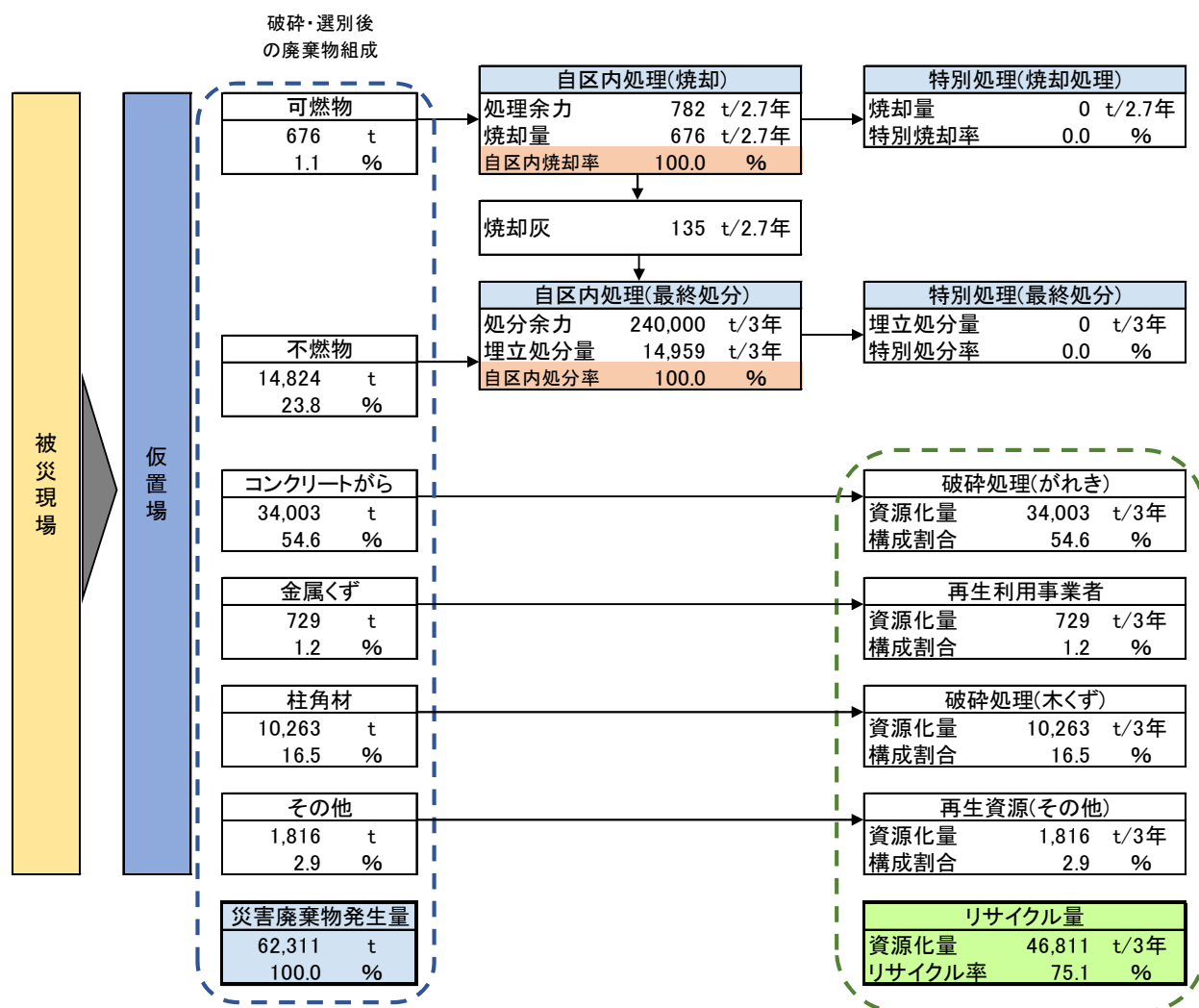
項目		記号	単位	奈良盆地東縁断層帯地震	南海地震	水害
解体廃棄物発生原単位		a	t/棟	66.5	－※1	66.5
建物解体に伴い発生する災害廃棄物量		Y1	t	62,311	3,000	865
種類別割合	柱角材	－	t	10,263	494	74
	可燃物	－	t	676	33	73
	不燃物	－	t	14,824	714	185
	コンクリートがら	－	t	34,003	1,637	260
	金属くず	－	t	729	35	12
	その他	－	t	1,816	87	10
	土砂	－	t	－	－	251
建物解体以外に発生する災害廃棄物量		Y2	t	88,489	－※2	1,757
災害廃棄物全体量		Y	t	150,800	3,000	2,622

※1：建物被害が少ない場合は、対策指針の参考値（固定値）を採用するため、発生原単位は「－」と表記

※2：対策指針の参考値（固定値）には、「建建物解体以外に発生する災害廃棄物量」に関する記載がないため、すべて「建物解体に伴い発生する災害廃棄物量」として扱うこととしている。

（３）処理フロー

災害廃棄物処理フローは、図 2.3 から図 2.5 に示すとおりです。災害廃棄物発生量が最も多い奈良盆地東縁断層帯地震による可燃物発生量は 676t であり、自区内処理（クリーンセンターかしはら）の場合、高位シナリオ 782t/2.7 年で処理が可能です。南海地震、水害においては、処理期間 1 年間で、可燃物の自区内処理（クリーンセンターかしはら）が可能です。



注1)焼却処理余力は高位シナリオ、最終処分処理余力は低位シナリオを想定

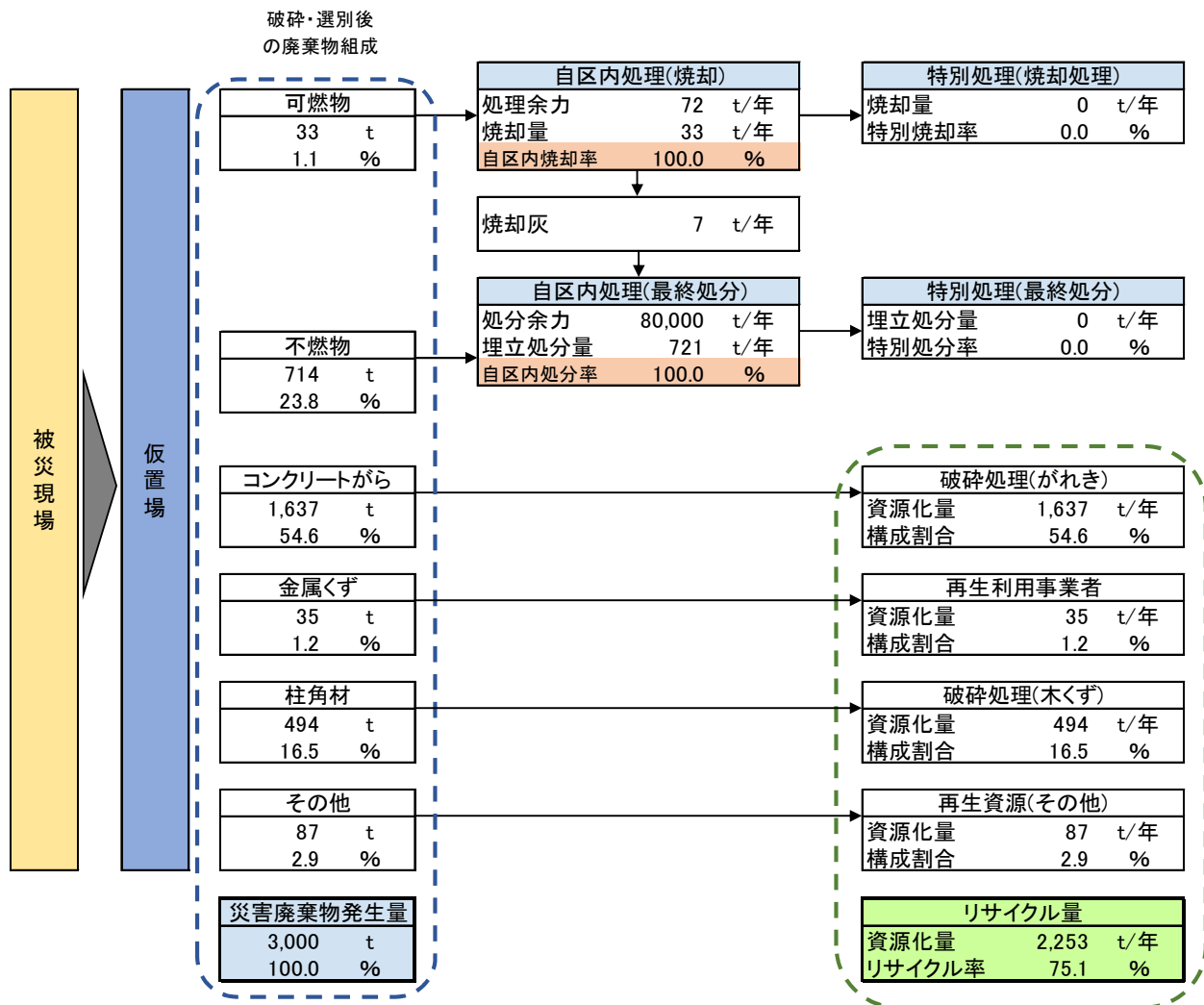
注2)焼却処理期間は2.7年間、その他の処理は3年間を想定

注3)最終処分余力は24,000t(低位シナリオ80,000t/年×3年)

注4)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注5)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.3 奈良盆地東縁断層帯地震の災害廃棄物処理フロー



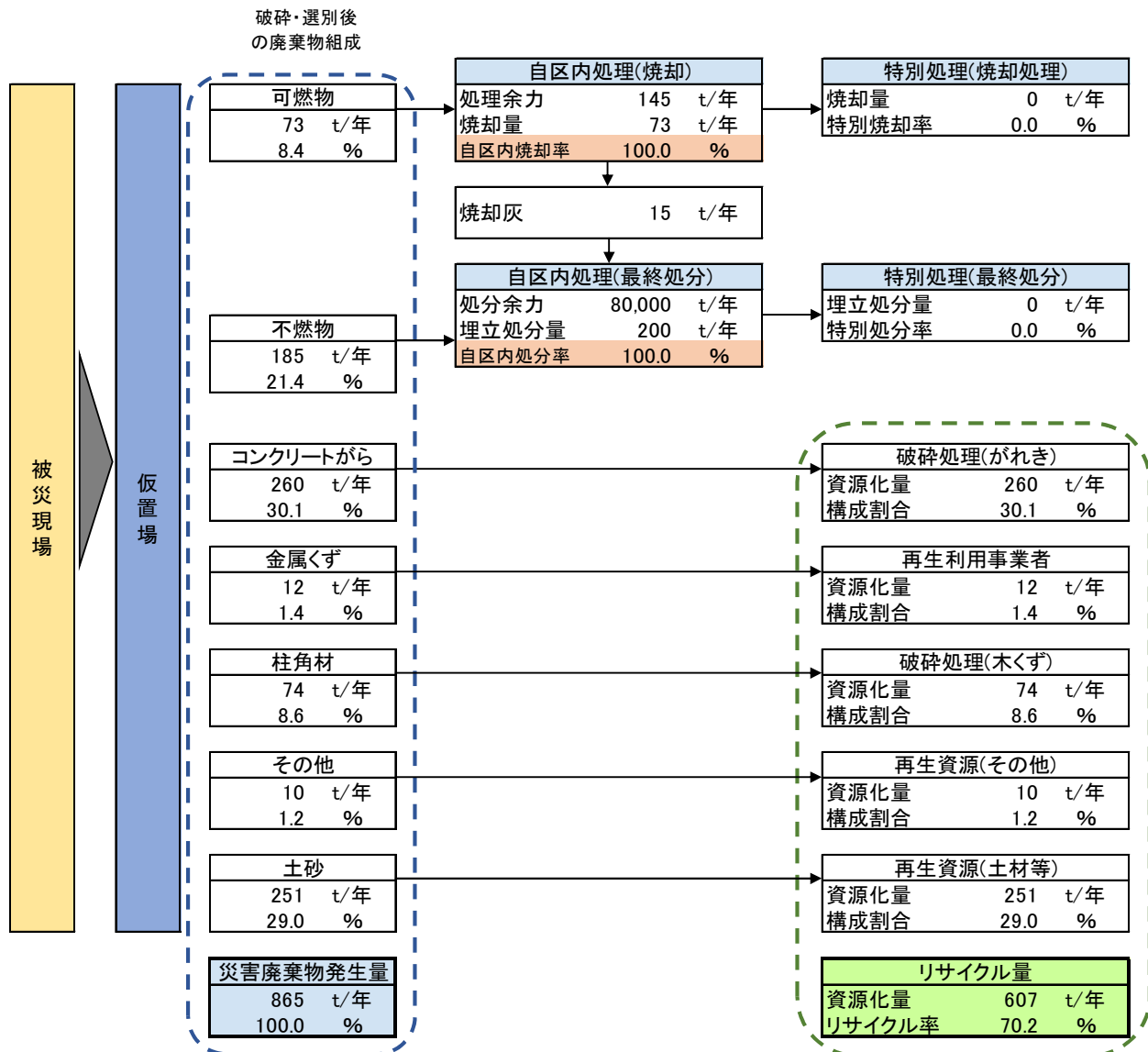
注1)処理余力は、焼却、最終処分ともに低位シナリオを想定

注2)処理期間は1年間を想定(低位シナリオ処理余力195t/2.7年→72t/年)

注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.4 南海地震の災害廃棄物処理フロー



注1)焼却処理余力は中位シナリオ、最終処分処理余力は低位シナリオを想定

注2)処理期間は1年間を想定(中位シナリオ処理余力391t/2.7年→145t/年)

注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.5 水害の災害廃棄物処理フロー

第7項 仮置場候補地の選定、確保

(1) 仮置場の分類

仮置場は災害廃棄物の一時保管や選別を行う場所であり、速やかな被災家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理・処分を行うために設置します。

(2) 仮置場の選定

仮置場候補地は、公有地（村、奈良県、国等が管理者）である公園、グラウンド、公民館等の駐車場、廃棄物処理施設の空地（駐車場、最終処分場跡地等）、民有地（今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な用地）を対象に各種条件を考慮して選定します。

仮置場必要面積の推計結果は表 2.3 に示すとおりであり、奈良盆地東縁断層帯地震で約 2.0ha の仮置場面積が必要となります。

表 2.3 仮置場面積の推計結果

対象とする災害	廃棄物種類	災害廃棄物発生量 (t)	仮置場必要面積 (m ²)
奈良盆地東縁断層帯地震	可燃物	10,939	7,293
	不燃物	51,372	12,454
	計	62,311	19,747
南海地震	可燃物	527	351
	不燃物	2,473	600
	計	3,000	951
水害	可燃物	147	147
	不燃物	718	261
	計	865	408

注1) 仮置場必要面積の推計に用いた表中の可燃物及び不燃物は、災害廃棄物発生量の推計結果から次のように設定した。

可燃物＝可燃物＋柱角材

不燃物＝不燃物＋コンクリートがら＋金属＋その他＋土砂

注2) 処理期間：奈良盆地東縁断層帯地震、南海地震 3年間、水害 1年間

注3) 推計した仮置場の必要面積は、廃棄物の保管スペース及びその搬出入等の作業スペースに必要な面積のみであり、仮設焼却施設等処理施設の設置スペース、再生資材の保管スペースは含んでいない。

第8項 定期的見直し

本計画は、国の指針や本村が作成する地域防災計画の改定に合わせて改定を行うとともに、定期的に実施する研修や訓練、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性があるものにするため、適宜、適切な見直しを行っていきます。

第2節 緊急対応

第1項 初動行動の内容

災害廃棄物処理においては、発災から3週間程度までを初動対応の期間として扱います。一般廃棄物部局職員による災害時初動対応の全体像は以下のとおりです。

フェーズ	分類				
災害発生 ～12時間 (水害の場合は、発災前から実施)	1) 安全及び組織体制の確保 (P14) ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行	2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (P15)	3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (P18)	4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (P19)	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (P21)
～24時間	※ 委託業者、許可業者の確認も含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断		① 仮置場の確保	
～3日		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ⑤ 被災状況に応じた支援要請	①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知 ③ 収集運搬の実施	② 災害廃棄物の回収方法の検討 ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知 ⑤ 仮置場の設置・管理・運営	
～1週間	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ☆：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。				① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続
～3週間					③ 初動対応以降の処理方針の検討

出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月改定、環境省）

図 2.6 初動期における各フェーズでの実施事項

第2項 避難所ごみ、し尿

(1) 避難所ごみ

初動時には、水、食料、トイレのニーズが高く、水と食料を中心とした支援物資が避難所に届けられ、それに伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ、し尿等が発生します。衛生状態の確保等からも、粗くても良いので、ダンボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を行います。

(2) し尿

携帯トイレを使用した後の汚物袋は、他の廃棄物と混合しないよう区別して保管します。汚物袋をパッカー車に投入すると、破袋し、汚物が飛散してしまうため、収集は平ボディのトラックで行います。汚物袋は、固化材を使用しているためし尿処理施設では処理できないため、ごみ焼却施設で焼却処理することを基本とします。

第3項 排出ルールと村民広報

(1) 排出方法

災害廃棄物の適正処理に向けて、排出ルールを以下のとおり定めます。

表 2.4 災害廃棄物等の排出方法

区分	排出ルール
生活ごみ	- 生活ごみを災害廃棄物と混合してしまうと処理ができないため、災害廃棄物との分別を徹底する。 - 処理の緊急性が高い生ごみ等の可燃ごみは、平時と同様にごみステーションに排出する。ごみステーションが被災して排出できない場合は、村が臨時の排出先を指定し、住民にアナウンスする。 - 処理の緊急性が低い不燃ごみ、資源ごみ等は、村が指示するまで自宅等で保管してもらう。
災害廃棄物	- 災害廃棄物を道路や空き地など仮置場以外の場所に排出しない。 - 仮置場に持ち込む災害廃棄物は品目ごとに分別する。 - 災害と関係のない便乗ごみや通常の粗大ごみは仮置場に排出しない。

(2) 村民広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、住民の理解と協力が必要です。したがって、発災後ただちに、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について村民に周知する村民広報資料を作成します。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年 月 日

**災害により発生したごみの出し方・
仮置場のご案内**

●生活ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください

場所：○○○○○○○ ※裏面をご覧ください
開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

もやすごみ (プラスチック・衣類)	ガラス・陶磁器	金属類
たたみ・ソファ・ふとん	木製家具	家電4品目

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○）へ相談してください。

【問合せ】明日香村 住民課 電話○○-○○○○

【仮置場案内図】

【○○仮置場】

場所：○○○○○○○○○

開設期間：○月○日まで

開設時間：9:00～16:00

【○○仮置場の分別配置図】

家電4品目

もやすごみ

もやすごみ

ソファ
ふとん

畳

木製家具

柱・
角材

金属類

小型の電気製品

瓦・ブロックくず

ガラス・陶器くず

消火
設備

受付

出口

出典：公益財団法人廃棄物・3R研究財団ホームページ

図 2.7 広報資料の例

第3節 復旧・復興対応

第1項 収集運搬体制

(1) 生活ごみ

災害時は、生活ごみに加えて片付けごみを適切に回収する必要があります。

平時より、ごみステーションに排出された生活ごみは、本村が回収を行っているため、災害後も同様に生活ごみは、本村がごみステーションから回収します。

(2) 片付けごみ（被災家屋～仮置場）

片付けごみは、排出方法の周知が遅れると、道路等に排出され、車両通行の妨げとなる可能性があります。また、発災直後は、運搬車両の確保が困難である可能性が考えられるため、早期の仮置場及び排出方法の周知により、住民による仮置場への直接搬入を基本とします。

しかし、災害により自動車が被災して持ち込めない人や高齢者等に対しては、ボランティアによる支援が有効であることから、社会福祉協議会へ相談し、ボランティアの協力を得るための調整を行います。

(3) 片付けごみ（仮置場～処理先）

仮置場に集積した災害廃棄物は、仮置場が逼迫して受入停止にならないよう、処理先へ搬出できる片付けごみについては、順次搬出していくことが必要となります。

処理施設への運搬については、本村で運搬体制を整えることは困難な場合は、他自治体や民間事業者（産業廃棄物協会等）へ支援を要請します。

第2項 公費解体

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなります。ただし、災害復興にあたって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することができます。

被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大される場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要があります。

損壊家屋等の撤去・解体作業フローは図 2.8 に示すとおりです。

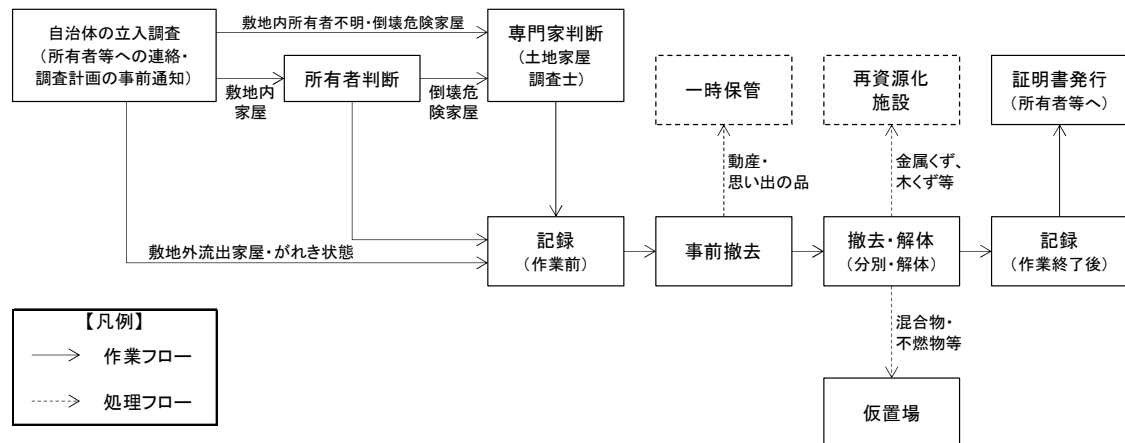


図 2.8 損壊家屋等の撤去・解体作業フロー

第3項 仮置場の管理運営

(1) 仮置場開設の準備

仮置場は発災から3日以内に開設することを目標とします。仮置場の開設にあたっては、人員確保の調整を行いながら、仮置場開設に向けた準備を進めます。

また、開設する仮置場に応じた必要資材を手配します。必要資機材のうち、いずれの仮置場でも必要となるものとしては、進入防止、盗難等防止のゲート、各種案内看板、受付、バックホウ、保護具、運搬車両が挙げられます。

(2) 環境対策

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止やその周辺住民への生活環境の影響を防止します。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、さらなる対策を講じることにより、環境影響を最小限に抑える必要があります。

また、仮置場への搬入が進むにつれて、積み上げられた可燃性廃棄物の発火による火災発生が懸念されるため、火災予防対策及びモニタリングを実施します。

第4項 リサイクルの推進

災害廃棄物は可能な限り資源化を図り、最終処分量を削減します。

コンクリート、アスファルトがらは再生クラッシャラン、木質系廃棄物はチップ等として再資源化します。家電、廃自動車等は各種リサイクル法に基づき適切にリサイクルを推進します。

第5項 自区内処理施設にて処理できない廃棄物対策

甚大な災害が発生し、広域的な処理・処分が必要と判断した場合には、県と協議の上、連絡体制や手順など広域処理の実施に向けて調整を行います。

なお、発災後迅速に対応できるよう、平時において災害廃棄物の広域的な処理・処分に關する手続き方法や契約書の様式等を検討・準備します。

第6項 要管理物・有害物質への対応

(1) 思い出の品

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡します。

思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、村で保管・管理し、閲覧や引渡しの機会を作り、持ち主に戻すことが望ましいです。

災害時には、膨大な量の思い出の品が出てくることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し管理します。

(2) 危険物・有害物等

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報します。

(3) 廃石綿・石綿含有廃棄物

石綿含有建材は建築物に使用されていることがあるため、被災した建物等の解体又は撤去前に事前調査を行い、廃石綿等・石綿含有廃棄物が発見された場合は、災害廃棄物へ混入しないよう適切に除去を行い、適正に処分します。

(4) 太陽光発電設備

災害により破損した一般家庭の太陽光発電設備のうち、撤去や処理が必要となり、廃棄物として排出される場合、災害廃棄物として本村が処理を行います。水没・浸水した太陽光発電設備は、適切な処理をせず触れると感電の危険性があるため注意が必要です。

(5) PCB廃棄物

PCBは、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体等、様々な用途で利用されてきました。代表的なPCB使用機器としては、変圧器やコンデンサー、安定器があります。

PCB使用機器のうち、変圧器やコンデンサーは古い工場やビル等で使用されており、安定器は古い工場や学校等の蛍光灯等に使用されていました。なお、一般家庭の蛍光灯にはPCBを使用したものはないとされているため、仮置場にPCB含有機器が持ち込まれる可能性は極めて低いです。

ただし、災害廃棄物処理の過程でPCB含有の可能性のある機器が発見された場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき適切に処理します。